

第3期
決算報告書

〔 2023年12月 1日 から
2024年11月30日 まで 〕

モリトアパレル株式会社

貸借対照表

2024年11月30日現在

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	3,978,299	流 動 負 債	2,163,304
現金及び預金	12,062	支払手形	2,238
受取手形	179,001	電子記録債権	619,296
電子記録債権	1,011,148	買掛金	755,160
売掛金	1,648,346	短期借入金	62,009
商品	945,273	未払金	177,026
前払費用	28,948	未払費用	202,320
未収入金	146,354	未払法人税等	200,720
その他	7,465	有償支給に係る負債	55,085
貸倒引当金	△ 300	前受金	32,824
固 定 資 産	362,813	預り金	4,120
有 形 固 定 資 産	104,157	賞与引当金	24,331
建物	7,891	役員賞与引当金	25,173
機械及び装置	34,878	その他	3,000
工具器具備品	61,387	固 定 負 債	288,825
無形固定資産	-	預り保証金	10,639
ソフトウェア	-	退職給付引当金	247,605
投 資 そ の 他 の 資 産	258,655	株式給付引当金	21,044
投資有価証券	46,999	役員退職慰労引当金	9,536
破産更生債権等	63,632	負 債 合 計	2,452,129
前払年金費用	84,829	純 資 産 の 部	
繰延税金資産	123,043	株 主 資 本	1,869,822
敷金	1,504	資本金	110,000
会員権	3,045	資本剰余金	385,574
貸倒引当金	△ 64,400	その他資本剰余金	385,574
		利 益 剰 余 金	1,374,248
		利益準備金	-
		繰越利益剰余金	1,374,248
		(うち当期純利益)	603,043
		評 価 ・ 換 算 差 額 金 等	19,160
		その他有価証券評価差額金	17,859
		繰延ヘッジ損益	1,301
		純 資 産 合 計	1,888,983
資 産 合 計	4,341,113	負 債 純 資 産 合 計	4,341,113

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

- ① た な 卸 資 産
商 品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- ② デ リ バ テ ィ ブ……………時価法

2. 減価償却資産の減価償却の方法

- (1) 有 形 固 定 資 産……………定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
- (2) 無 形 固 定 資 産……………定額法を採用しております。
（リース資産を除く）
- (3) リ ー ス 資 産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸 倒 引 当 金……………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞 与 引 当 金……………従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
- (3) 役員賞与引当金……………役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、按分額を費用処理することとしております。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により、それぞれ発生翌事業年度から処理することとしております。
- (5) 株式給付引当金……………株式給付規程に基づく従業員の当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- (6) 役員株式給付引当金……………株式交付規程に基づく役員の当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）等を適用しており、主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

商品の販売に係る収益は、主にアパレル関連資材の販売であり、顧客との契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っており、当該商品の支配が顧客に移転したと考えられる以下の時点で、当該商品と交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

<国内販売>

「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であると判断して、出荷時に収益を認識しております。

<輸出版売>

インコタームズで定められた貿易条件に基づき危険負担が顧客に移転した時に収益を認識しております。

顧客への商品の販売における当社の役割が代理人に該当する一部の取引につきましては、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

なお、重要な金融要素は含んでおりません。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計……………税抜方式によっております。

処 理 方 法